はじめに

水道は、健康で快適な日常生活をはじめ各種の産業活動の発展や都市機能を維持するために欠かすことのできない社会基盤施設として、重要な役割を担っています。

本県におきましては、水道事業者をはじめ関係者各位のたゆまぬ努力のもと、 平成 12 年度の水道普及率は、全国平均 96.6%を上回る 98.8%に達しました。

しかしながら、基盤の脆弱な小規模の事業が大半を占めており、維持管理等で多くの課題を抱えている状況にあります。

また、クリプトスポリジウム等の感染性微生物、ダイオキシン等有害化学物質、地震、渇水の災害等に対応した安全な水道水の安定供給を確保するための対策も求められております。

このような背景のもと、昨年 7 月には水道法が改正され、 水道事業者による第三者への業務委託の制度化、 水道事業の広域化による管理体制の強化、

利用者の多い未規制の水道に対する水道法の適用、 ビル等の貯水槽水道における管理の充実、 利用者への情報提供の推進が図られることになりました。 各水道事業者におかれましては、改正水道法の趣旨を踏まえ、今後ともより 一層創意をこらした取り組みをお願いするところであります。

県としましても、水道事業体や県民の皆様と協力しながら安全で良質な水道の整備を目指し、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

このたび、水道事業者並びに関係者各位のご協力により「平成 12 年度三重県の水道概況」を作成しました。ご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本書が水道事業推進の一助となれば幸いに存じます。

平成 14 年 3 月